

# 附編 日本海溝・千島海溝周 辺海溝型地震防災対策推 進計画



## 目 次

|  |   |
|--|---|
| 附編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画              |   |
| 第1節 総則                                   | 1 |
| 第1 推進計画の目的                               | 1 |
| 第2 定義                                    | 1 |
| 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱              | 1 |
| 第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画                | 2 |
| 第4節 関係者との連携協力の確保                         | 4 |
| 第1 物資等の調達手配                              | 4 |
| 第2 広域応援の要請                               | 4 |
| 第3 帰宅困難者への対応                             | 4 |
| 第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 | 5 |
| 第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等              | 5 |
| 第2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知              | 5 |
| 第3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等                    | 5 |
| 第4 町のとるべき措置                              | 5 |
| 第6節 防災訓練に関する事項                           | 6 |
| 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画                 | 6 |
| 第8節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画               | 7 |



## 第1節 総則

---

### 第1 推進計画の目的

---

本編は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章に記載のない事項は、総則編及び震災編による。

### 第2 定義

---

この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でM7以上の地震が発生した後に発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。

(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。

## 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

---

総則編 第3節「防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱」による。

## 第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町及び各防災関係機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

### 1 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るよう整備に努める。

### 2 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

### 3 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。

### 4 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

### 5 道路、緊急輸送道路、ヘリポート等

緊急輸送道路、ヘリポート等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。

### 6 共同溝等

災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線類の無電柱化、公益物件を地下に埋設する共同溝の整備等に努める。

### 7 急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設等の整備に努める。

### 8 医療機関、社会福祉施設、学校等

医療機関、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震性の維持に努める。

### 9 ため池

地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

### 10 地域防災拠点施設

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の防災機能の強化等整備に努める。

**1 1 防災行政無線施設**

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

**1 2 備蓄施設等**

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、非常用電源等の整備に努める。

**1 3 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備**

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

## 第4節 関係者との連携協力の確保

---

### 第1 物資等の調達手配

---

震災編 第2章 第9節「救援物資の供給」による。

### 第2 広域応援の要請

---

震災編 第2章 第3節「広域応援の要請」による。

なお、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

### 第3 帰宅困難者への対応

---

震災編 第2章 第16節「帰宅困難者等対策」による。



## 第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

### 第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等

1. 町は、後発地震への注意を促す情報等を、勤務時間内・外に関わらず、確実に伝達する。その方法は、震災編 第2章 第2節「情報の収集・伝達」に準ずる。
2. 町は、住民、防災関係機関等に対し、後発地震への注意を促す情報等を正確かつ広範に伝達する。その方法は、震災編 第2章 第2節「情報の収集・伝達」に準ずる。  
その際、多重、多様な手段を活用し、短時間で正確かつ広範に伝達する。また、地域住民等には、とるべき具体的行動をあわせて示す。
3. 町は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合に災害対策本部等を設置、運営する。その方法等は、震災編 第2章 第1節「災害応急活動体制」に準ずる。
4. 町は、後発地震への注意を促す情報について、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達する。その際、住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行う。

### 第2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知

町は、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、住民等に密接に関係する事項（後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等）を周知する。その体制、方法は、震災編 第2章 第2節「情報の収集・伝達」に準ずる。

### 第3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等

町は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）、後発地震に注意する措置をとる。

### 第4 町のとるべき措置

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、町は次の措置を講じる。

1. 住民等に対して適切な防災対応（日頃からの地震への備えの再確認、円滑かつ迅速な避難をするための備え等）をとる旨を呼びかける。  
その方法は、震災編 第2章 第2節「情報の収集・伝達」に準ずる。
2. 日頃からの地震への備えの再確認、施設・設備等の点検等を行い、円滑かつ迅速な避難に備える。

#### 後発地震に対して注意する具体的措置

- |   |
|---|
| ア 家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認   |
| イ 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え                 |
| ウ 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え |
| エ 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え |

## 第6節 防災訓練に関する事項

---

震災編 第1章 第1節 第3「防災訓練の充実」による。

## 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

---

町及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。

その内容は、震災編 第1章 第1節「地域防災力の向上」に準ずる。また、北海道・三陸沖後発地震注意情報に関する次の教育、広報を行う。

### 1 町及び防災関係機関の職員に対する教育

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

### 2 地域住民等に対する教育及び広報

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の防災上取るべき行動に関する知識

## 第8節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、または運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成することになっている。

1. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
2. 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項
  - (1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達等
  - (2) 災害応急対策をとるべき期間等
  - (3) 関係機関のとるべき措置
3. 防災訓練に関する事項
4. 地震防災上必要な教育及び広報

本地域は津波による浸水は想定されないが、事業者は、自主的に対策計画に準ずる計画の作成に努める。その他この節に記載のない事項については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画による。

